

岡山県立青少年農林文化センター三徳園

指定管理者募集要項

令和8年8月

岡山県農林水産部農産課

岡山県立青少年農林文化センター三徳園指定管理者募集要項

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者を、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 施設の名称

岡山県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）

(2) 所在地

岡山市東区竹原 505

(3) 設置目的

本県農業の担い手育成の拠点施設として、就農希望者に対する研修の実施等により、次代を担う力強い担い手の確保・育成を図る。また、農山村の伝統と文化を保存するとともに、その優れた環境の中における自然体験を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、農業と他産業の交流を進め、本県産業の振興に寄与する。

(4) 施設の規模

ア 総面積 18.1ha（園地 9.0ha、山林 9.1ha）

イ 主要施設等（資料 1、2 を参照）

施 設 名	構 造	概 要
研修交流館	木造ガルバリウム鋼板瓦 2 階	建面積260.78㎡ 平成30年築
矢野講堂	鉄筋コンクリート一部地下 2 階	建面積289.80㎡ 昭和40年築
矢野館	木造瓦葺平屋	建面積 88.42㎡ 昭和33年築

その他：栽培展示園、研修農場など

(5) 利用状況等

ア 利用者数

年 度	来 園 者 数	研修交流館入館者数	備考
令和 5 年度	185,850人	4,702人	
令和 6 年度	179,730人	5,043人	
令和 7 年度	176,390人	4,679人	

イ 管理経費実績（資料 3 を参照）

年 度	管理経費総額
令和 5 年度	33,879千円
令和 6 年度	34,245千円
令和 7 年度	35,155千円

ウ 収入実績（資料 3 を参照）

年 度	利用料金収入額	事業等収入額	指定管理料
令和 5 年度	381千円	6,235千円	26,962千円
令和 6 年度	422千円	5,551千円	27,895千円
令和 7 年度	467千円	5,589千円	28,652千円

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う三徳園の管理の基準は、岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和 43 年岡山県条例第 12 号。以下「条例」という。）、岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例施行規則（平成 18 年岡山県規則第 56 号。以下「規則」という。）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成 17 年岡山県規則第 134 号。以下「通則規則」という。）及び岡山県立青少年農林文化センター三徳園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に規定するとおりとする。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) 施設の利用許可及び利用料金の徴収等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用促進に関する業務（指定管理者の指定期間中においても、県へ施設の利用促進に関する提案を積極的に行い、具体的な内容について協議すること）
- (4) 農業研修及び栽培管理に関する業務
- (5) 利用者アンケート調査の実施
- (6) 岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取り組みを講じること
- (7) その他施設の管理運営に必要と認められる業務

具体的な業務については、「業務仕様書」を参照すること。

なお、経費削減や管理運営の適正化等の理由から、栽培管理及び研修指導並びに清掃や警備等の施設業務など個々の具体的な業務を第三者に委託することは差し支えないが、管理運営に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできない。

また、指定管理者は、管理業務の実施を妨げない範囲において、上記（１）から（７）の業務とは別に自らの責任と費用により、自主事業を実施できる。

4 指定管理者の指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（５年間）

5 指定管理料及び利用料金に関する事項

(1) 指定管理料

ア 施設の管理運営に要する経費に充てるため、県は指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

今回公募する期間（５年間）における指定管理料の限度額は、255,875 千円（年額 51,175 千円）である。当該限度額及び年額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものであり、当該税相当額は、当該限度額及び年額の 100 分の 10 に相当する額である。

なお、施設の管理運営に係る収支予算書（様式第 3 号）において上記の限度額を超える指定管理料見込額で申請した場合は失格とする。

イ 指定管理料の額は、県が提示する指定管理料を上限として、指定管理者が応募に

当たり提示した額の範囲内で、県と指定管理者が締結する協定（以下「包括協定」という。）において定める額とする。ただし、包括協定の締結後に消費税率等に変更があった場合においては、アの指定管理料の限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した金額にかかわらず、変更後の消費税率等を勘案して、指定管理料の額を改定するものとする。

ウ 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動、消費税率等の変更等を踏まえ、年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）により定めるものとする。

エ 指定管理者が管理の業務を実施するため、指定管理料により自らが取得した物品のうち、施設の運営にとって特に重要な物品等の帰属先などの取扱いについては、別途協議のうえ、協定書において定める。

オ 指定管理料は、原則として、精算行為は行わない。

カ 指定管理者の経営努力により生じた剰余金については、原則として指定管理者の利益とする。

キ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払うものとする。支払の時期、方法については、別途協定書において定める。

ク 次のとおり、賃金及び物価に関する指標の変動を指定管理料に毎年度反映（賃金・物価スライド）させることとし、その旨を包括協定書において規定する。

※ 賃金・物価スライドの内容や包括協定書の標準例については、「指定管理者制度運用の手引き（令和8年2月改訂版）」を参照すること。

【包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容】

責任の分担を定める条項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、県又は指定管理者の申出（申出期限：各年度11月15日）があったときは、別紙の算定方法によって算定した額により、指定管理料を変更するものとする。

（1）100に、令和8年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（岡山県人事委員会が年度ごと示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率をいう。）に1を加えた数を乗じて算定した数値（小数点以下第2位を四捨五入）が100以外のとき

（2）令和7年度の消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）をいう。）を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）が97未満のとき又は103を超えるとき

（2）利用料金

ア 三徳園は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用するので、指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとする。

イ 利用料金の額は、条例第8条第2項の規定により、指定管理者が岡山県知事の承認を受けて設定するものとする。

ウ 指定管理者は、県が示す基準によるもののほか、公益上特に必要と認めるときそ

の他特別の理由があると認めるときは、県と協議の上、利用料金を減免することができる。

エ 条例第 8 条に規定する利用料金の基準額は、指定期間中に改定する場合がある。改定した場合の利用料金の額の再設定等必要となる事項については、別途年度協定書で定めることとする。

(3) その他

ア 指定管理者が自ら実施する自主事業については、収入及び経費とも指定管理料の積算に含まない。

イ 施設の管理業務に係る会計は、法人等の他の事業の会計とは区分して経理すること。

6 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者
- ④ 岡山県の指名停止措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑥ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。

この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であるこ

とを要件とする。

イ 当該グループの全構成員が、（１）の応募資格を有する必要があること。

ウ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。

エ 応募に関する事務は、全て代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。

また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

7 指定の申請の方法

（１）募集要項の配布

ア 配布期間

令和８年８月１８日（火）から令和８年１０月１９日（月）まで（休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

イ 配布場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目４番６号 岡山県庁７階
岡山県農林水産部農産課
TEL. 086-226-7420（直通） FAX. 086-224-1278

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、あて先を明記し、320 円分の切手を貼った返信用封筒（A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの。角 2 封筒）を同封の上、配布場所へ請求すること。

また、岡山県農林水産部農産課のホームページからもダウンロードすることができる。

（２）現地説明会の開催

ア 日時及び場所

日時：令和８年８月 31 日（月）午後２時から

場所：三徳園内（受付場所：研修交流館）

イ 説明会の内容

募集要項、業務仕様書等の説明及び対象施設見学

ウ 留意事項

- ① 募集要項、業務仕様書等資料一式を持参すること。
- ② 参加者多数の場合など、日時場所を変更することがある。
- ③ 参加できる人数は、１法人等につき２名までとする。

（３）説明会への参加手続

説明会への参加を希望する法人等は、指定管理者制度現地説明会参加申込書（様式第 7 号）に所定事項を記載の上、持参、ファックス又は電子メールにより申し込むこと。

なお、ファックス又は電子メールにより申込を行う場合は、送付した旨を電話にて

連絡し、受取の確認をすること。

ア 申込期間

令和8年8月18日（火）から令和8年8月27日（木）まで（休日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

イ 申込場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁7階
岡山県農林水産部農産課
ファックス番号 086-224-1278
電子メールアドレス nosan@pref.okayama.lg.jp

（4）質問について

質問がある場合は、質問票（様式第8号）を持参、ファックス又は電子メールで送付すること。

電話や来訪など口答による質問は受け付けない。

なお、ファックス又は電子メールにより質問の申込を行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取の確認をすること。

ア 受付期間

令和8年8月18日（火）から令和8年9月18日（金）まで（休日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁7階
岡山県農林水産部農産課
電話番号 086-226-7420
ファックス番号 086-224-1278
電子メールアドレス nosan@pref.okayama.lg.jp

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、令和8年9月30日（水）までを目途に、農産課ホームページにおいて公表する。

（5）現地・施設見学

現地説明会以外での日で、三徳園を視察・見学する場合は、三徳園（研修交流館2階）受付で職員にその旨を説明し、開園時間内に行うこと。

（6）指定の申請の受付

指定申請を行おうとする法人等は、申請に当たって次に掲げる書類を提出すること。

なお、審査の過程で追加資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

- ① 岡山県立青少年農林文化センター三徳園指定管理者指定申請書（様式第1号）
※グループ応募の場合は（様式第1-2号）
- ② 三徳園の管理運営に係る事業計画書（様式第2号）
- ③ 三徳園の管理運営に係る収支予算書（様式第3号）
- ④ 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要がわかるもの
- ⑤ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収

支予算書

- ⑥ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- ⑨ 役員名簿（様式第4号）
- ⑩ 指定管理者の指定申請に係る申立書（欠格事由に該当しない旨の申立書）（様式第5号）
- ⑪ 誓約書（様式第6号） ※グループ応募の場合は法人等毎に作成
- ⑫ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）の完納証明書（証明書の証明年月日は提出日から3ヶ月以内のものに限る。）
- ⑬ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- ⑭ グループ構成員表 （グループ応募の場合）
- ⑮ グループ協定書（写） （ 同上 ）

イ 提出部数

正本1部、副本2部（副本は複写可とする。）

ウ 受付期間

令和8年8月18日（火）から令和8年10月19日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

エ 提出場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁7階
岡山県農林水産部農産課

オ 提出方法

持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年10月19日（月）必着とすること。

8 指定管理者の審査基準及び配点

(選定委員 1 名の配点)

審査基準	審査項目	審査内容 (審査の視点)	配点	
1 住民の平等な利用を確保することができるものであること	(1) 管理運営の基本方針	① 施設の設置目的を理解し、施設を活かす提案内容であるか。	10	15
		② 県の管理運営方針と応募者が提案した管理運営方針は一致し、今後の管理運営ビジョンが示されているか。	5	
2 三徳園の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1) サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	① 利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	5	30
		② 農機具などの展示品や栽培展示園について、適切な管理・展示を行うことができるか。	5	
		③ 農業への理解を深めるための農業体験や研修事業を継続的に実施するとともに、県等が実施する担い手育成対策と連携した運営を行うことができるか。	5	
		④ 県等が企画する研修等を実施するとともに、研修農場、施設、機械等の維持管理等を行うことができるか。	5	
		⑤ 研修用の農作物の栽培管理等を行うことができるか。	5	
		⑥ 他の関連施設や各種団体、地域などと連携を図った運営ができるか。	5	
	(2) 危機管理に関する取組	① 災害及び緊急時における対応の方策が確保されているか。	5	15
		② 事故防止の取組がされているか。また、事故発生時の対応方策が確保されているか。	5	
		③ 個人情報保護対策は万全か。また、利用者等からのクレーム対応は適切か。	5	
	(3) 効率的な管理運営の取組	① 収支予算書 (様式第 3 号) の指定管理料要望額は、県が示す指定管理料上限額に対してどの程度か。	5	15
		② 収支計画の積算が妥当か。また管理運営計画との整合性は図られているか。	5	
		③ 適正かつ確実に維持管理を行った上で、効率的に管理運営がなされ、経費の節減等に取り組む内容であるか。	5	
3 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること	(1) 申請者の管理運営体制	① 施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員体制か。また、施設管理業務に関する知識と技術を有した職員配置計画か。	10	15
		② 類似施設の管理実績があるか。	5	
	(2) 法令等の遵守状況	① 労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。	5	5
	(3) 申請者の財政的基盤	① 経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。また、委託期間中に経営が破綻する恐れはないか。	5	5
			計 100 点	

9 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補を選定するため、有識者 5 名程度で構成する「岡山県農林水産部 指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 資格審査

申請書類の提出時に、農産課において、応募資格の適否について確認を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知する。

(3) 申請者によるプレゼンテーションの実施

申請者による公開プレゼンテーションを実施する。

公開プレゼンテーションの時期等については、別途申請者に通知する。

(4) 選定委員会による審査

選定委員会は、前記「8 指定管理者の審査基準及び配点」により、各申請者の事業計画等について審査を行い、各選定委員が付けた得点の合計点が最高の者を指定管理者候補とする。

ただし、県が求めるサービス水準を確保するため、審査基準のうち「管理運営の基本方針」に係る項目について、各選定委員の採点の合計が満点の 6 割未満の場合には、選定委員会において 2 次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とする。

(5) 選定結果の通知方法

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、採点結果等を県ホームページに掲載する。

(6) 指定管理者の指定

指定管理者候補は、令和 8 年 12 月県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。

10 協定書の締結

指定管理者の指定及び予算の成立後において、管理運営の開始までの間に、県は指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、協定を締結する。

協定は、指定期間全体に関する包括協定と各年度に締結する年度協定を締結する。

11 管理の継続が困難となった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに県に報告しなければならない。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務を継続することが困難となった場合又はその恐れが生じた場合、県は指定管理者に対して必要な指示を行い又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施等を求めることができる。

イ 指定管理者が管理業務の改善等に関する指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務を継続することが困難となったときなどには、県は指定

管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

ウ 県が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、県は、指定管理料の全部若しくは一部の支払いを行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができる。

エ 指定の取消し等により、次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく本施設の管理業務を遂行できるよう必要な対応を行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県、指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、県と指定管理者は事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 指定管理者の指定取消し後の対応

指定管理者の指定取消し後、次の指定管理者候補者として、選定委員会による審査の結果、次点となった候補者と指定管理者業務に関する協議を行うことがある。

12 リスク分担に関する事項

県と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は次表のとおりとする。

なお、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上決定する。

種 類	内 容	県	指定管理者
施設・設備の 損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件当たりの所要額が30万円以上のもの及び県と指定管理者が協議の上決定するもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制 の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	

保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び	①指定管理者の業務に関するもの		○
住民への対応	②①以外のもの	○	

13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合には、申請書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- (3) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。
- (5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及びその関係者において不適法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とする。

14 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県農林水産部農産課 担い手育成班
TEL. 086-226-7420（直通） FAX. 086-224-1278
電子メールアドレス nosan@pref.okayama.lg.jp

(包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容 別紙)

1 算定の基礎金額

(令和 年度～令和 年度) ※年度ごとに異なる場合は、年度ごとに作成

	費目	金額 (円)	内訳
人件費	正規職員賃金	申請時に提出いただく「管理運営業務に係る収支予算書」に基づき設定	○円×○人＝ ○円×○人＝
	非正規職員賃金		○円×○人＝ ○円×○人＝
	法定福利費		上記計×○％
	○○費		
	合計		
物件費	××委託費		
	電気代		
	○○費		
	合計		

2 増減率

	参照指標	増減率
人件費	100 に、令和 8 年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率(※ 1)に 1 を加えた数を乗じて算定した数値	左記数値－100 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入
物件費	令和 7 年度の消費者物価指数(※ 2)を 100 とした場合の、各年度の前年度の 1 0 月から各年度の 9 月までの 1 年間の平均値	・ 左記数値が 97 未満の場合 左記数値－100＋3 (％) ・ 左記数値が 103 超の場合 左記数値－100－3 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入

※ 1 岡山県人事委員会が年度ごとに示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率

※ 2 総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）

3 増減額の算定方法

	算定方法	備考
人件費	以下①②のうち低い額 ② 増減額算定の基礎金額合計に増減率を乗じて得た金額 ②指定管理者が令和 8 年度以降に実施したベースアップによる影響額（原則、増減額算定の基礎金額に、想定した人員ごとのベースアップ率を乗じて得た金額とする。）	・ 増額の申し出にあたっては、②の額について、算定方法や根拠資料を示すこと ・ 1 円未満切捨て
物件費	増減額算定の基礎金額合計に適用増減率を乗じて得た金額	・ 1 円未満切捨て

(資料1)

岡山県立青少年農林文化センター三徳園



(資料 2) 三徳園管理物件

○建 物

	建 物	種 目	構 造	建面積(㎡)	延面積(㎡)
1	研修交流館 (事務室)	事務所建	木造ガルバリウム鋼板瓦 2 階	260.78	498.84
2	矢野講堂	雑屋建	鉄筋コンクリート一部地下 2 階	289.80	276.35
3	矢野館	雑屋建	木造瓦葺平屋	88.42	86.04
4	中央倉庫	事務所建	木造瓦葺平屋	198.38	198.38
5	倉庫 1	雑屋建	ブロックスレート平屋	48.00	48.00
6	倉庫 2	雑屋建	ブロックスレート平屋	60.00	60.00
7	倉庫 3	雑屋建	ブロック平屋	16.50	16.50
8	油庫	雑屋建	ブロック平屋	16.00	16.00
9	ポンプ室	雑屋建	ブロックモルタル塗平屋	4.00	4.00
10	水槽		配水槽 (4 7 m ³)		
11	温室	雑屋建	鉄骨平屋	104.49	104.49
12	中央トイレ	雑屋建	木造瓦葺平屋	29.81	29.81
13	一般トイレ	雑屋建	木造ガルバリウム鋼板瓦平屋	40.0	32.83
14	東屋 2 棟	雑屋建	木造	18.00	18.00
15	合併処理浄化槽		嫌気ろ床担体流動循環ろ過方式 処理対象人員190人、計画汚水量32m ³		
16	研修施設屋根	倉庫建	簡易建物	88.65	132.40
	計			1,262.83	1,521.64

○その他

- ・園内栽培展示園、研修農場、芝生広場、駐車場等

(資料3)

収 支 実 績 書

1 収入

(単位：千円)

区 分	内 訳 等	R 5	R 6	R 7
指定管理料	県からの指定管理料	26,962	27,895	28,652
利用料金収入	研修利用に係る利用料金	381	422	467
事業収入	農産物等販売収入、受託事業費等	6,235	5,551	5,589
合 計		33,579	33,868	34,709

※千円未満切り捨てのため合計があわない場合があります。

2 支出

(単位：千円)

区 分	内 訳 等	R 5	R 6	R 7
人件費	給料等	12,405	11,889	11,702
賃金等	賃金等	9,483	9,867	9,867
需用費	光熱水費、燃料費、修繕費、消耗品費、育苗費等	8,080	8,580	9,545
役務費 (施設管理費)	浄化槽管理料、消防用施設点検料等	1,296	1,254	1,347
その他 (旅費、公課費等)	旅費、自動車税、消費税ほか	2,613	2,653	2,691
合 計		33,879	34,245	35,155

※千円未満切り捨てのため合計があわない場合があります。

※当施設では、上記収入以外に農業研修で栽培した農作物等の活用による収入（R5～R7実績の平均：約 8,237 千円）が見込めます。